

第2章 配慮書対象事業の目的及び内容

2.1. 配慮書対象事業の名称及び種類、区域

2.1.1. 配慮書対象事業の名称・種類

名称：宮古広域公園整備事業

種類：沖縄県環境影響評価条例の別表12 スポーツ若しくはレクリエーション施設の建設又は変更の事業

(沖縄県環境影響評価条例施行規則の別表第1 面積が20ha以上の都市公園の新設の事業)

2.1.2. 事業実施想定区域の位置

事業実施想定区域の位置を図2.1.1に示す。

事業実施想定区域は、宮古島市役所から南へ約9キロ離れた海岸沿いにあたり、おおむね北～東は県道保良上地線、北～西はそれから分かれて海岸に向かう市道仲ネク線、東～南は県道城辺下地線から来間大橋へと通じる市道皆愛学道線、南～西は海岸に囲まれた区域である。

事業実施想定区域の所在は、宮古島市下地字与那覇の一部である。

2.1.3. 配慮書対象事業の規模

事業実施想定区域の面積は約55haである。

事業実施想定区域の拡大図を図2.1.2に示す。



図 2.1.1 事業実施想定区域の位置



図 2.1.2 事業実施想定区域の拡大図

2.2. 配慮書対象事業の背景、検討経緯及び必要性

2.2.1. 配慮書対象事業の目的

配慮書の対象とする宮古広域公園整備事業は、沖縄県で唯一広域公園が未整備の宮古圏域に、広域のレクリエーション需要に対応する広域公園を整備する必要性に基づく。その上で公園の基本理念として「宮古の美しい青い海とそこで生まれた自然と文化を活かした(仮称)『ミャークヌ・オー・イム・パーク』の実現」が掲げられており、これを実現することが本事業の目的である。

2.2.2. 配慮書対象事業の背景及び経緯

(1) 背景

沖縄県では、県政全体の長期構想である「沖縄 21 世紀ビジョン」(平成 22 年)及び県土全体の緑の保全・創出等について定めた「沖縄県広域緑地計画」(平成 12 年)において、県内で唯一、広域公園が未整備の宮古圏域での広域公園整備を進めることが必要だとしている。

配慮書対象事業は、これに基づくものである。

(2) これまでの経過

上述の背景と必要性のもと、具体的な検討としては、平成 25～26 年度にかけて公園に求められる機能や役割の検討を行い、基本構想案をとりまとめた。とりまとめにあたっては、市民意向を把握するために、圏域住民に対するアンケート調査を実施した。また、検討委員会を設置して指導を仰ぎながら検討を進めた。委員会は県内外の学識者や地元代表、関係する行政職の計 10 名で構成されている。

この基本構想案は、「沖縄県県民意見公募手続実施要綱」に基づく意見募集手続きを経て、平成 26 年 12 月には「(仮称)宮古広域公園基本構想」(2.3.1. 公園コンセプト 参照)として公表されている。

平成 27 年度には、基本構想をもとに、導入機能や利用イメージなどに基づいて導入施設の検討を行い、これを敷地条件にあてはめてゾーニング案までを計画する「基本計画検討業務(その 1)」に取り組んでいる。

表 2.2.1 広域公園設置に係る調査

調査等の名称	実施年度	調査概要
宮古圏域観光拠点(広域的公園)基本構想基礎調査	平成 24 年度	・住民意向、関連団体意向把握 ・諸条件及び関連動向調査 ・公園候補地抽出 ・事例調査
宮古圏域広域公園基本構想検討	平成 25 年度	・基本コンセプト及び公園機能検討 ・公園候補地選定
宮古広域公園基本計画検討(その 1)	平成 26～27 年度	・公園基本計画検討 ・経済波及効果算定

※いずれも実施主体は沖縄県

(3) 配慮書対象事業の検討経緯と複数案の設定

配慮書対象事業の内容は、図 2.2.1 に示す手順により検討を進めてきているところである。

今回の配慮書手続きは、事業の枠組み（構造・配置など）を検討する段階で行うものであるため、基本計画でゾーニング案を示した時点の計画を対象に実施する。すなわちゾーニング案を複数を設定し、検討にあたる。

なお、本配慮書対象事業の目的は 2.2.1 で示した通り、宮古の美しい青い海とそこで育まれた自然と文化を活かした公園を実現することにあることから、宮古島において本事業を実施する必要がある。また、都市公園法に基づく都市公園として当地に未整備の広域公園を設置することが必要であることから、本事業以外の事業によってはこの目的が達成しえないため、検討に代替事業の案を含めない。

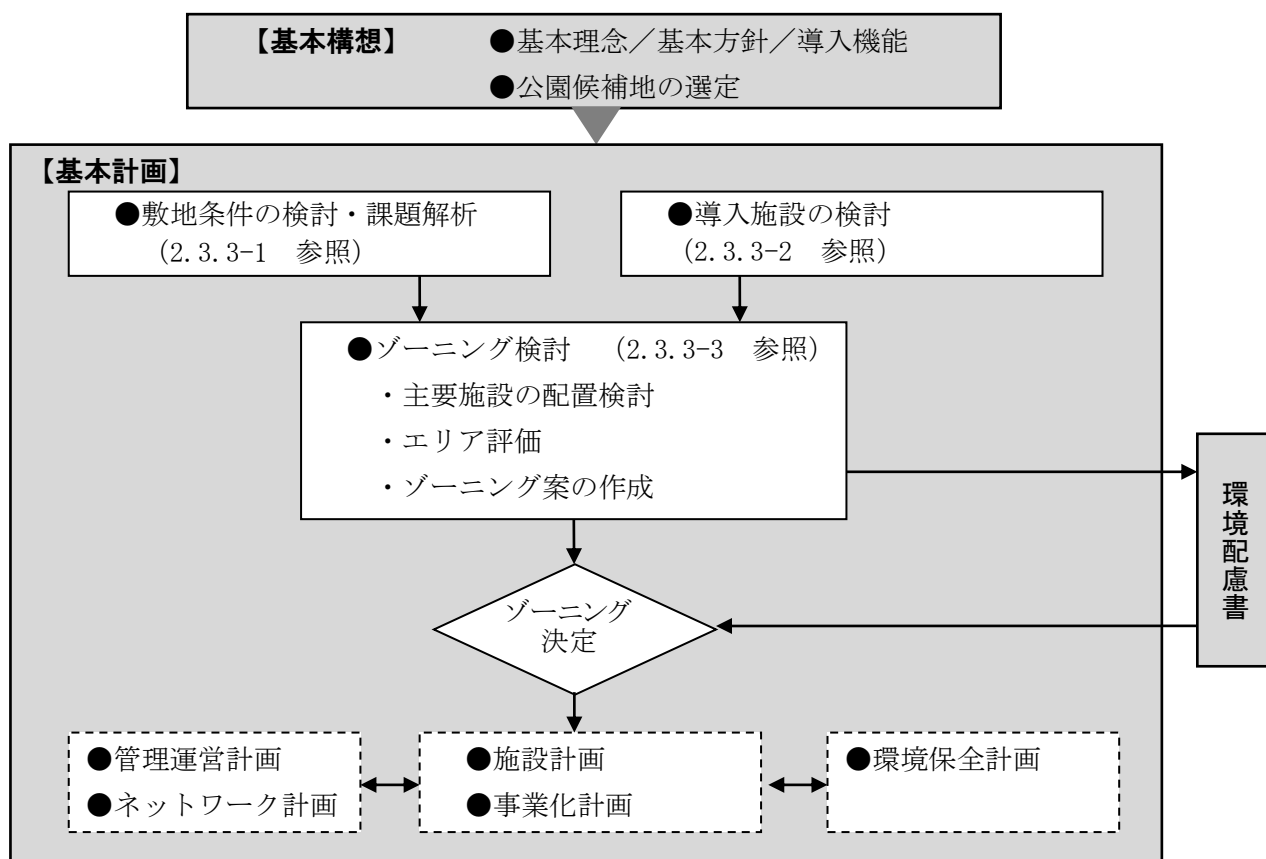


図 2.2.1 配慮書対象事業の計画検討の流れ

(3) 上位・関連計画との関連性

宮古広域公園に関する上位計画として、表 2.2.1 のア、イ、関連計画としてウの概要を整理する。

表 2.2.2 上位・関連計画

	名称	策定主体
ア	沖縄 21 世紀ビジョン	沖縄県
イ	沖縄県広域緑地計画	沖縄県
ウ	第 1 次宮古島市総合計画	宮古島市

【上位計画】

ア. 沖縄 21 世紀ビジョン（平成 22 年 3 月、沖縄県）

■目標年次

概ね 2030 年 ■基本理念

“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ” **■めざすべき五つの将来像**

- ・ 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島
- ・ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島
- ・ 希望と活力にあふれる豊かな島
- ・ 世界に開かれた交流と共生の島
- ・ 多様な能力を発揮し、未来を拓く島

■克服すべき沖縄の固有課題と対応方向

○大規模な基地返還とそれに伴う県土の再編

・各圏域の機能整備の方向性（宮古圏域）

→固有の自然や文化等の風土に根ざし、美しい海や白い砂浜、周辺離島を含めた風景・景観を活かすとともに、広域的なレクリエーション需要に対応した広域公園の整備や厳しい自然環境を踏まえた全域での電線地中化に努める。

→また、太陽光発電や風力発電、バイオエタノール等のクリーンエネルギーを積極的に導入し、花と緑あふれるエコアイランドを構築する。

(引用者注: エコアイランドの項は直接広域公園に関するものではないが、エコアイランド実現にあたっては公園に期待される役割も大きいことから記載した。)

○千年悠久の人間に優しいまちづくり

・宮古圏域での観光資源の創出による観光リゾート産業の振興のため、また同圏域内の広域的レクリエーション需要に対応するため、広域公園の整備を図る。

※抜粋。下波線はとくに広域公園整備に関わりの深い部分に加筆

また、このビジョンを受けた「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」（平成 24 年 5 月、沖縄県）では、宮古圏域の「拠点都市機能の充実」の中に、「観光リゾート地としての魅力向上、交流人口の拡大を図るため、空港、港湾などの広域交通拠点と中心市街地、集落、観光地等を連結する高野西里線などの幹線道路等及びそれらを補完する市町村道の整備を促進するとともに、広域的なレクリエーション需要に対応した広域公園の整備に努めます。」と記され

ている。

イ. 沖縄県広域緑地計画（平成 12 年、沖縄県）

■計画年次

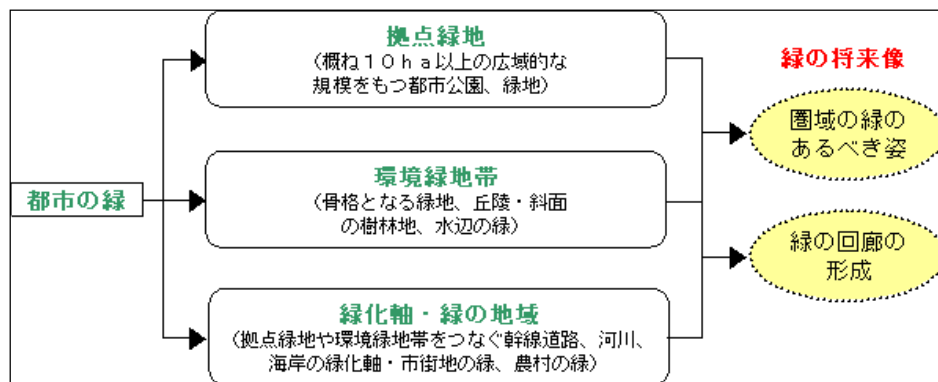
平成 12～32 年度

■基本理念

「持続発展的な県土の形成と交流文化の舞台をつくる緑地回廊の形成を目指して」

■緑地の配置方針（緑の将来像）

▼緑地の配置方針図



○基幹的な都市公園の確保方針

〈方針設定基準〉

- ・ 10ha 以上の公園については誘致圏の概念がないことから、沖縄の緑の特性を表す緑地をテーマのある公園として確保し、緑地回廊の中心となる緑地を形成する。
- ・ 都市圏の特性に応じて、各市町村から要望のある公園・緑地を分析・評価しテーマのある公園を不足のないように、バランスよく配置する。

▼平良（宮古）都市圏における具体化方針

圏域で唯一、広域公園がないことから、宮古の美しい海を活かした水辺の公園の拡充を図る。

(水辺：宮古公園)

※抜粋。下波線はとくに広域公園整備に関わりの深い部分に加筆

【関連計画】

ウ. 第1次宮古島市総合計画（宮古島市策定，平成20年）

■目標年次

基本構想：平成28年度、後期基本計画：平成28年度

【基本構想】

■将来像（島づくりのテーマ）

「こころつなぐ 結いの島 宮古（みゃーく）」～みんなでつくる 元気で誇れる島づくり～

■島づくりの基本目標

地下水に配慮した資源循環型社会、花と緑であふれる島

明日に夢をつなぐ活力と多彩な交流による

個性豊かな文化をはぐくみ、一人ひとりが輝く島

笑顔とふれあいで、ともに支えあう健康福祉の島

快適な暮らしを支える生活基盤の整った島

住民と行政の協働による自立した島

【基本計画】

■快適な暮らしを支える生活基盤の整った島

○快適な居住環境の形成

- ・身近な憩いの場である公園の効率的な維持管理を推進するとともに県営広域公園の早期整備を促進します。
- ・スポーツ施設と防災拠点施設としての機能を兼ね備えた県営広域公園の整備に向け取り組みます。

○明日に夢をつなぐ活力と多彩な交流によるにぎわいのある島

- ・市民及び来島者が気軽に好きなスポーツに親しめるよう、県営広域公園の整備に向け取り組みます。

※抜粋。下波線はとくに広域公園整備に関わりの深い部分に加筆

(4) 配慮書対象事業の必要性

宮古圏域は県内で唯一、広域公園が未整備の地域である。またその他の県営公園も沖縄本島に集中して整備・運営されている。県内における適正な公園配置に鑑み、宮古島に広域公園を設置する必要性が高い。

2.3. 配慮書対象事業の内容

2.3.1. 公園コンセプト

「(仮称)宮古広域公園基本構想」の中で、公園の基本理念、目標像、基本方針が掲げられている。これらを踏襲した公園コンセプトとする。

(1) 基本理念等

公園のあるべき姿を示す基本理念として、宮古の美しい青い海とそこで育まれた自然と文化を活かした(仮称)「ミヤークヌ・オー・イム・パーク(宮古の青い海公園)」の実現を掲げた。

また、これを具体化する公園のイメージとして、次の3つの目標像を設定した。

- 美しい海辺の景観や自然を守り育てる公園
- 海や海辺での多様なレクリエーションを提供する公園
- 海と結びついた生活や遊びを体験できる公園

(2) 基本方針

公園の理念や目標像を実現するために3つの基本方針を設定し、それぞれの基本方針に対応した公園づくりの取り組み方針を定めている。(次ページの「基本方針」参照)

(3) 導入機能

(1) 環境保全・景観形成機能	<ul style="list-style-type: none">・海辺や背後の緑地の保全・創出と活用・宮古島らしい景観の保全と創出・エコアイランド・宮古島との協働
(2) 観光・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none">・水や緑などの自然を生かした子どもの遊び空間・海辺の多様なレクリエーション環境・亜熱帯の花木や草花による演出・地域の歴史文化の活用・多様なイベントの開催と支援
(3) スポーツ・健康運動機能	<ul style="list-style-type: none">・住民の手軽な健康運動の場・競技型スポーツでの利用・スポーツ合宿等の誘致
(4) 防災機能	<ul style="list-style-type: none">・防災機能の付与・公園利用に関する安全・安心の確保

基本方針

(仮称)宮古広域公園の基本理念、目標像を実現するため、「自然と景観」、「利用・活用」、「整備・運営」に関する3つの基本方針を設定しました。そのうえで、それぞれの基本方針に対応した公園づくりの取り組み方針を定めています。

自然と景観に関する方針

宮古の美しい海と海辺の自然や景観を守り育てる公園をめざします

- ・優れた自然環境を保全・創出し、公園づくりに活用します
- ・宮古島らしい景観を保全し、新たな公園景観を創出します
- ・エコに配慮した取り組みを行います

利用・活用に関する方針

日常利用から観光・スポーツ利用など幅広い用途に柔軟に対応します

- ・地域の人々の日常レクリエーション利用に対応します
- ・観光及び滞在型レクリエーション利用に対応します
- ・多彩なイベント、スポーツコンベンションによる活用に対応します
- ・宮古圏域の豊かな歴史と地域の文化の活用と発信に取り組みます
- ・地域の人々の知恵や技術、おもてなしの心を活かしながら、人々の交流の場とします
- ・公園利用者の安全・安心を確保します

整備・運営に関する方針

多くの方に役立ち、みんなで作って管理する公園づくりを行います

- ・地域の振興に寄与する公園づくりを行います
- ・宮古圏域の防災に寄与します
- ・みんなで作って管理する公園をめざし、管理負担の軽減を図ります
- ・スポーツ施設や観光施設、歴史文化施設などと連携し、相乗効果の発揮を図ります
- ・長期的な展望のもと、段階的な整備による着実な公園づくりを進めます
- ・適切な公園マネジメントの実施による公共サービスの向上に努めます

◆ 基本方針の考え方

公園づくりの方針は、自然環境の保全から公園におけるレクリエーション利用、そのための施設整備など幅広い事に関わります。

3つの基本方針がバランス良く調和し合い、それぞれの方針で目指す公園のあり方が最大限に実現される公園づくりを進めます。



出典：「(仮称)宮古広域公園に関する意見募集参考資料 基本構想(案)の概要」(沖縄県、平成26年8月)

2.3.2. 公園候補地の選定

公園候補地の選定は2段階に分けて行った。

まず、公園コンセプトとの整合性や敷地や周辺の自然環境、社会条件などを踏まえ、概ね30ha以上の土地を確保できる場所を選んだ。この結果、宮古島に7カ所、伊良部島に1カ所、下地島に1カ所の計9カ所が公園候補地としてあがった。

この9カ所に対して現地調査を実施し、その調査結果とともに、「海を含む、あるいは海に接する地区」、「美しいビーチ、砂浜を持つ地区」、「遊泳ができる地区」という条件で評価した結果、「前浜地区」と「下地島地区」の2カ所が候補地として残った。

この2地区について、立地特性（位置や交通条件等）、自然特性（地形・地質、沿岸部の自然と植生等）、社会条件（土地利用、土地所有、法規制、関連計画等）、周辺環境等（区域内既存施設、周辺施設、現在の利用特性等）の4項目について比較検討を行い、総合的に評価して前浜地区を選定した。

ここで選定された前浜地区が、今回の事業実施想定区域である。

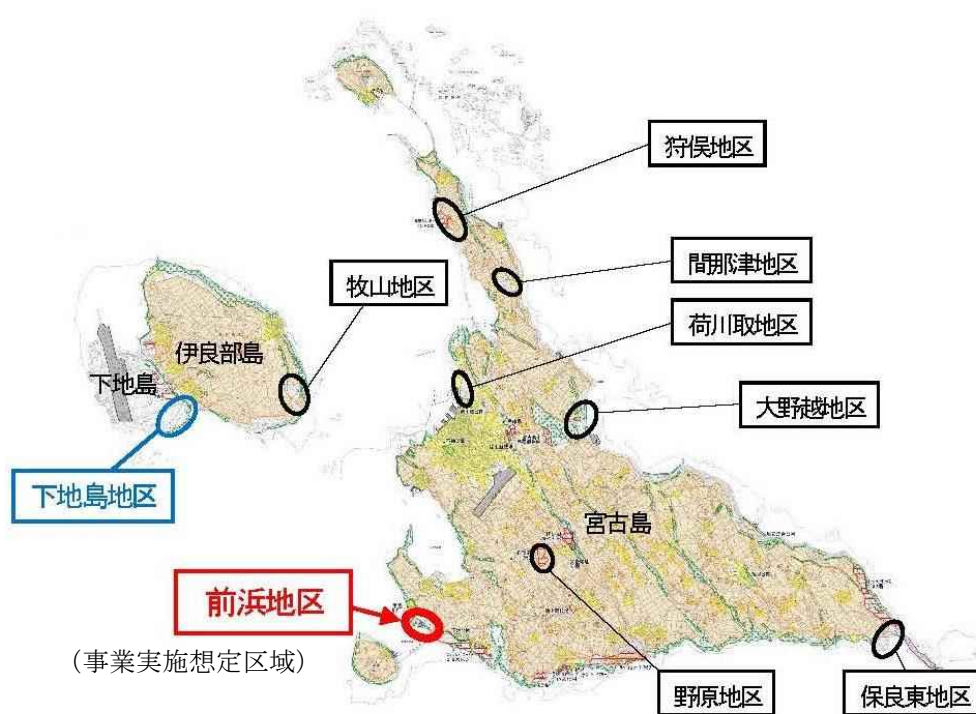


図 2.3.1 途中検討段階での公園候補地と事業実施想定区域の位置図

2.3.3. ゾーニング

配慮書で検討対象とするゾーニング計画について、以下その検討経緯を含めて示す。

2.3.3-1. 敷地条件の検討及び課題解析

(1) 自然との共生にかかる検討

(現況)

- ・ 事業実施想定区域には美しい自然海岸があり、その背後には保安林となっている樹林地がある。保安林は一带の海岸線近くに連続して指定されており、良好な緑のネットワークを形成している。
- ・ 海岸性の樹林地は比較的良好に発達しており、蝶が多数飛び交うなど、多くの生物の生息の場となっている。
- ・ 樹林地の一部は幅が極端に薄い。
- ・ 海岸は白砂の豊富な砂浜のエリア、隆起珊瑚礁が露出したエリアなど変化に富む。

(課題)

- ・ 海岸性の樹林地は、今後も良好な状態で維持していくことが求められる。
- ・ 樹林帯を良好に維持し後背地の環境を緩和するために、その部分をより充実することが望まれる。

保安林は与那覇湾まで海岸沿いに連続

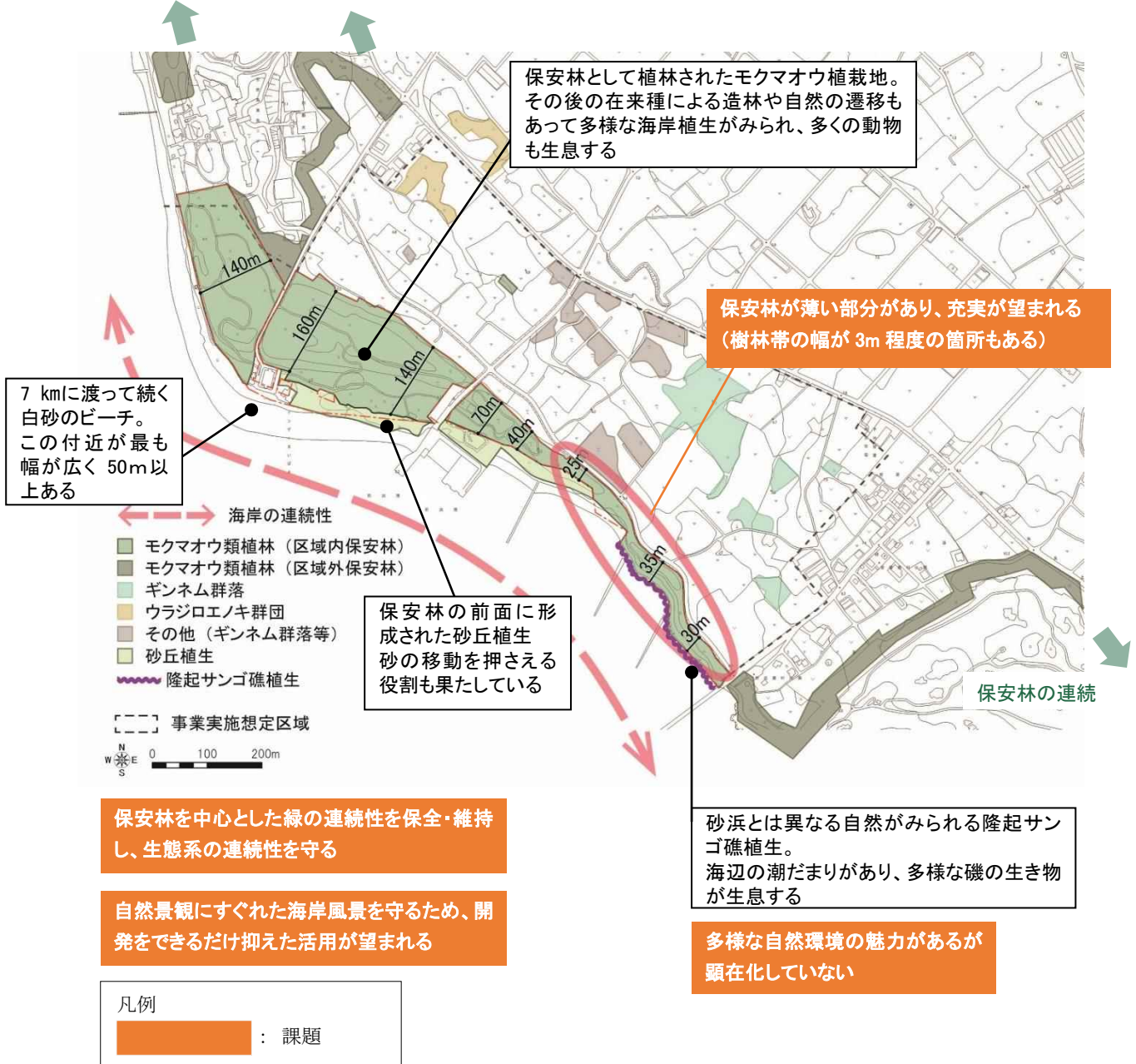


図 2.3.2 課題解析図(自然との共生)

(2) 地形特性の検討

事業実施想定区域は長い海岸線を有する。海岸沿いには砂丘由来の微高地が延びているが、その背後は概ね平坦であり、比較的単調な地形である。

公園計画にあたり、海岸線や微高地のリズムを生かしながら、単調な内陸部ではヒューマンスケールに見合うきめ細かな変化をつくっていくことが求められる。地形による遠景に、新たに整備する中景・近景を加えることで、適度に分節された空間スケールが実現される。

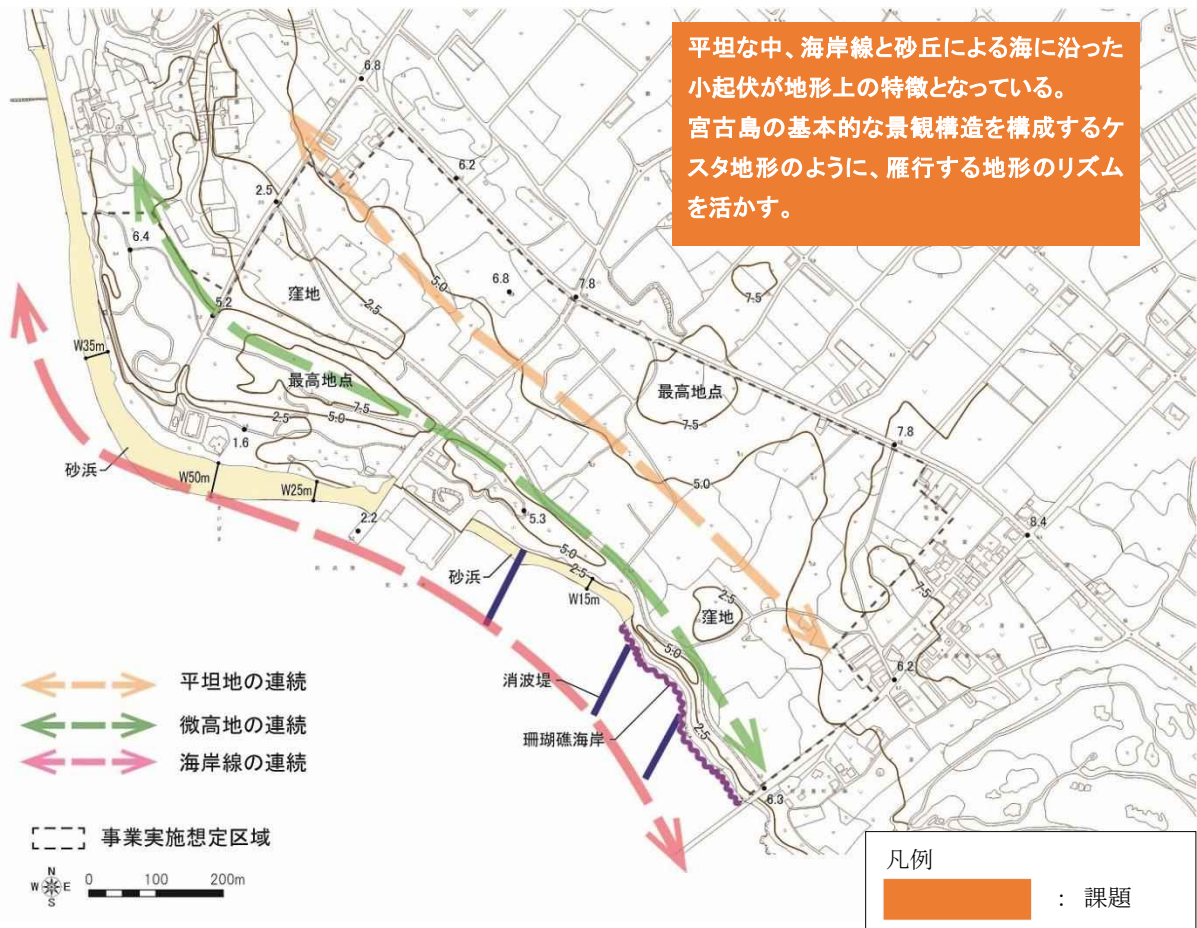


図 2.3.3 課題解析図(地形特性)

(3) 既存施設・周辺施設の活用と連携

- ・事業実施想定区域内の既存施設として、ウインディまいばま（マリンサービス施設）、港、保安林内遊歩道などがある。自然地の新たな改変を最小限にするためには、これらの施設や空間を活用することが妥当である。
- ・事業実施想定区域内には民間施設である熱帯果樹園まいばり（観光農園）があり、有効活用が望まれる。
- ・前浜ビーチはトライアスロン大会の会場として定着しており、遊泳の場としても親しまれている。ホテル前の区間はホテルによる管理運営がなされているが、公園整備後は連携したビーチ管理が望ましいと考えられる。

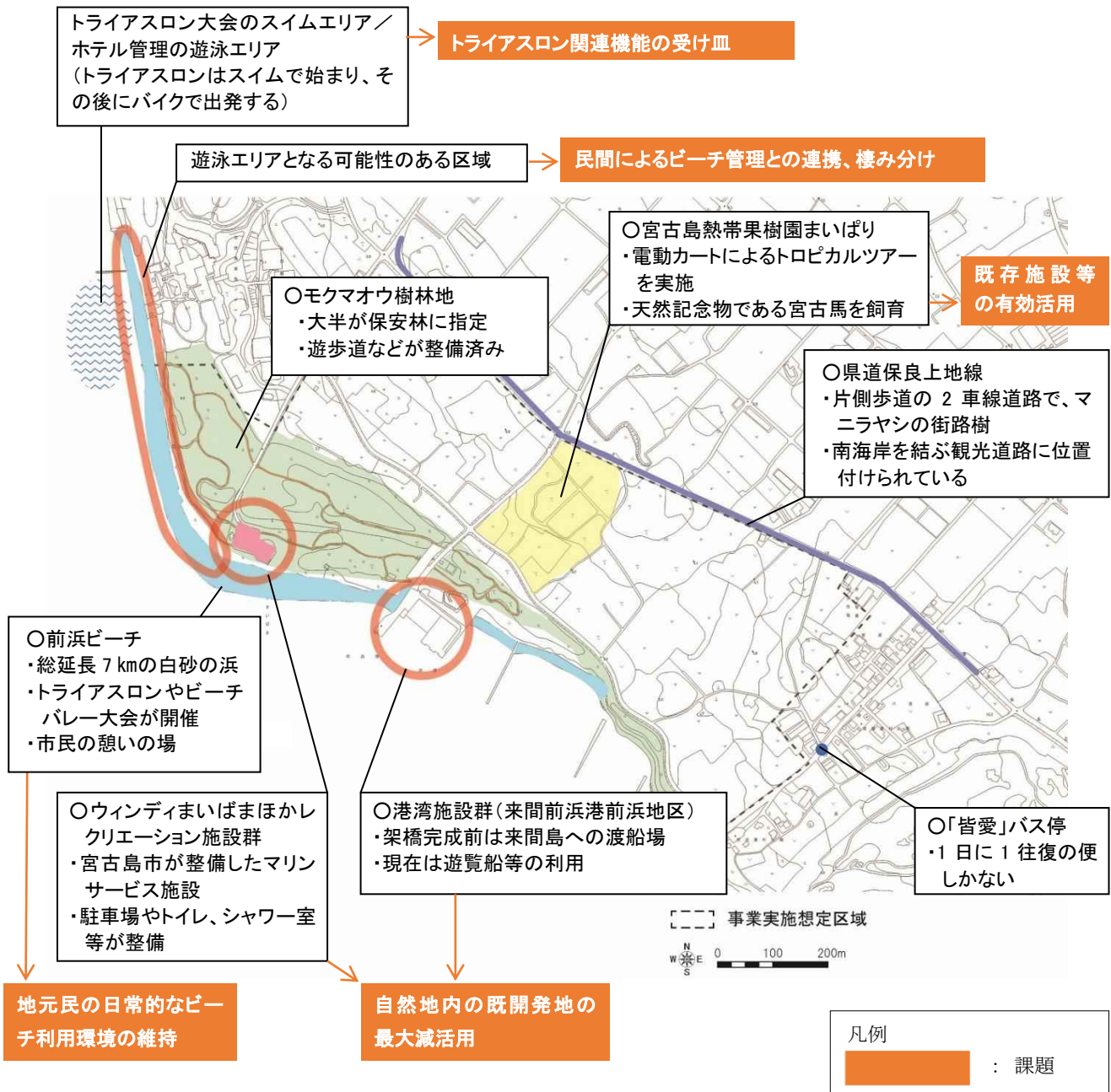


図 2.3.4 課題解析図(既存施設・周辺施設の活用と連携)

(4) すぐれた景観の保全と活用

- ・高い評価を得ている海岸景があるが、視点場の環境整備が十分でないことなどから、短時間立ち寄るだけのスポットになっている。すぐれた自然景観の保全とともに、潜在的なポテンシャルをいっそう活用することが望まれる。
- ・内陸部は平坦な地形のため現状では景観の変化に乏しいが、公園整備により魅力ある景観の創出が望まれる。
- ・事業実施想定区域に隣接する県道保良上地線はリゾート幹線と位置づけられているが、現状では単調さが否めず、公園整備により魅力的な景観の創出が望まれる。

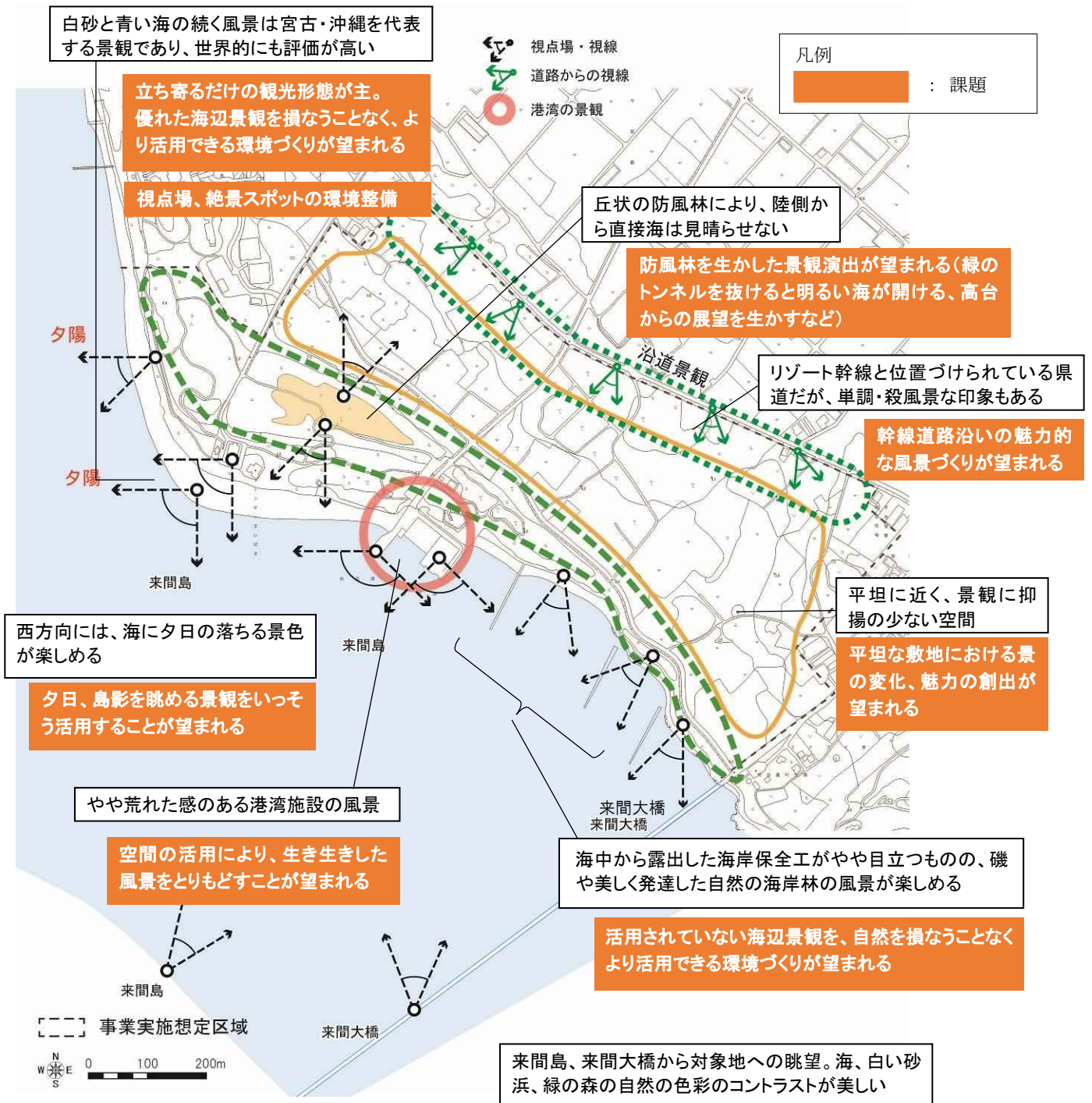


図 2.3.5 課題解析図(すぐれた景観の保全と活用)

(5) 災害対応

- ・事業実施想定区域は海岸沿いにあり、津波災害対応が求められる。付近には敷地外に2か所の避難施設が存在する。
- ・5分以内(※)に高台へ避難できるようことを条件として事業実施想定区域内の避難場所設置の必要性を検討する。
- ・歩行速度1.0m/1秒(※)としたとき、避難距離は300mとなる。
- ・この場合、下図のように敷地内で2か所の高台(建物、築山、展望台等)を配置すれば、事業実施想定区域をおよそカバーできる。



図 2.3.6 課題解析図(災害対応)

2.3.3-2. 導入施設の検討

基本構想で設定した導入機能(2.3.1 参照)に基づき、導入可能性のある施設を検討する。4つの機能からイメージされる施設群を提示する。

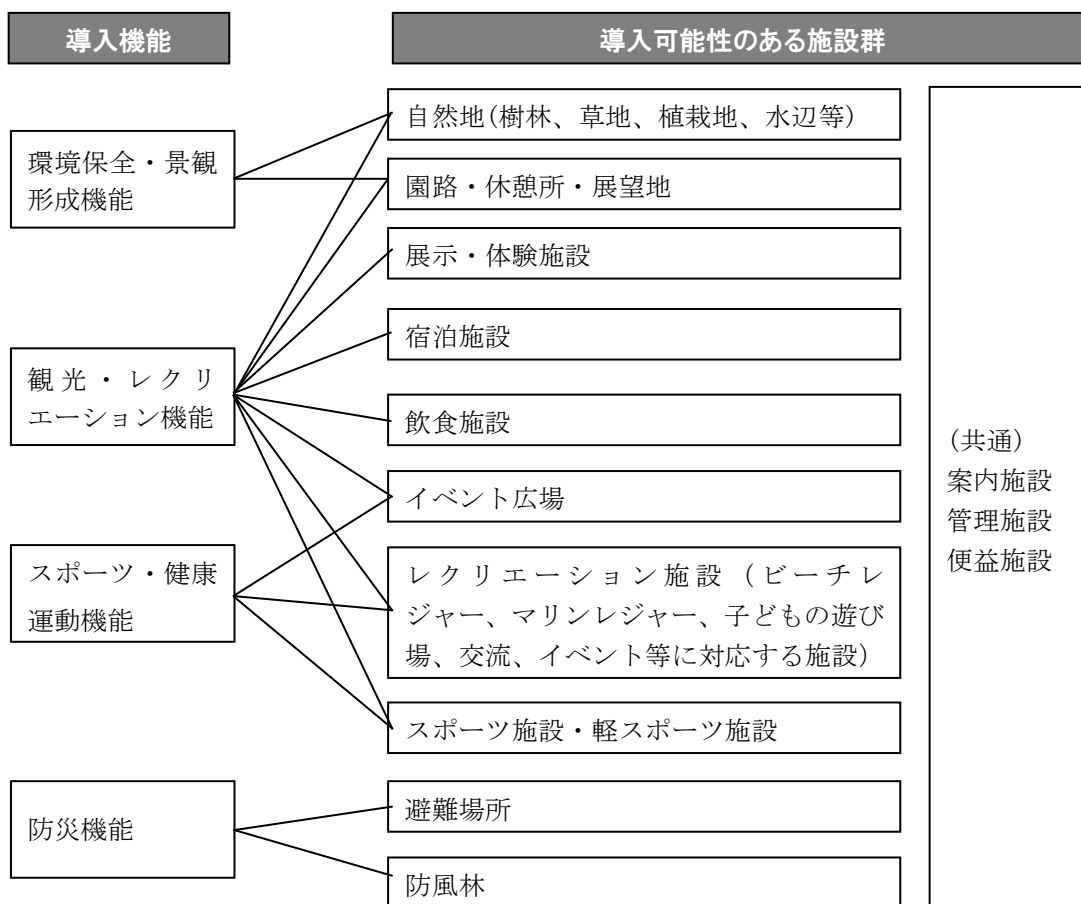


図 2.3.7 導入可能性のある施設群

次にこれらの施設群から導かれる具体的な施設について検討する。

各施設は、複数の施設群カテゴリーにまたがるものも多いため、一覧表においては一般的な公園施設類型で整理しなおしている。

表 2.3.1 導入可能性施設

分類	導入施設(候補)	内容等(案)
休養・レクリエーション	広場	芝生広場、エントランス広場、イベント広場、展望広場
	花修景施設	花壇、立体花壇、ワイルドフラワー園地、お花畑
	展望休憩所	展望デッキ、ベンチ、東屋(高台・海辺など展望地に配置。高台は避難地を兼ねる)
	冒険遊び場	アスレチック、木登り、ターザンロープ、草滑り、泥・砂遊び場、ツリーハウス
	遊具広場	複合遊具、ユニバーサル遊具
	水遊び場	流れや溜まり、滝や噴水など
	大屋根広場	簡易な遊具もあり、底地は砂場などの遊び場
自然体験・展示	まきば(馬場)	宮古馬の放牧地、厩舎、ガイドンス施設
	ヤギ小屋	牧場の一画でも可
	ぱり(畑)	体験農園、苗圃、素材園、器具庫、堆肥場
	マイパリ内施設※	果樹園、花木園、温室等
	温室※	特段の加温は行わないグラスハウス
	蝶のパビリオン※	放蝶室、飼育室
	エコ対応施設※	ソーラー、風力、水の再利用施設等
健康・スポーツ	多目的グラウンド	サッカーコート2~3面、倉庫、傾斜を利用した観覧スペース
	シンボルコート	常設ビーチバレーコート。砂場と機具設置のための基礎など
	パークゴルフ場	公式戦ができる公認コースとして整備(芝生地)
	ゲートボール場	土のグラウンド
	海域利用施設	栈橋(浮栈橋)や船着き場等
宿泊	林間キャンプ場	樹林地及び芝生広場 宿泊サイト(キャンプサイト、コテージ、バンガロー等) 付帯施設(共同炊事場、野外炉、トイレ等)
管理・サービス施設	公園管理事務所・ビジターセンター	案内所、休憩室、会議・研修室、ボランティア詰所、倉庫、軽食、売店、トイレ等
	ビーチハウス	管理事務所(監視塔、救護室、案内所、詰所、倉庫) サービスハウス(軽食、売店等)(シャワー、更衣室、トイレ)
	サービススポット	トイレ、水飲み、屋外シャワー、手足洗い(※エリアに応じる)
	レストラン	シーサイドレストラン、サンセットカフェ、バーベキューデッキ等
	マリンハウス	マリンサービス受付案内、倉庫、艇庫、詰所
	サービスセンター	サイクルステーション、キャンプ受付・貸出等
園路・駐車場	園路	主園路、副園路、散策路、管理用道路など
	自転車道	林間の道や海沿いの道など
	ジョギング園路	ジョギングやウォーキングに適した舗装、裸足で歩く道(玉石の道、砂の道)砂の道、木道、ウッドチップ、ウレタン舗装等
	駐車場	一般、大型、障害者用など。舗装材や緑陰の工夫(地下浸透と貯水)

(※印は導入にあたり特に検討を要する施設)

2.3.3-3. ゾーニングの検討

(1) エリア評価－基盤的なエリア設定

事業実施想定区域の特性の解析に基づき、まず大きく保全系と活用系の2つのエリアに区分する。

前段の自然、地形、景観の解析より、事業実施想定区域は海岸線に並行する3つのエリアに区分される。この内、海寄りの2つが保全すべき要素の卓越するエリアであり、保全系エリアと位置づける。残りの一つはすでに開発され、公園としては新たな魅力を必要とするエリアであるため、活用系のエリアと位置づける。

また保全系エリアを構成する樹林地と海岸は、それぞれゾーンとして位置づける。保全系エリアでは、調査結果を踏まえて環境と調和した活用を行う。

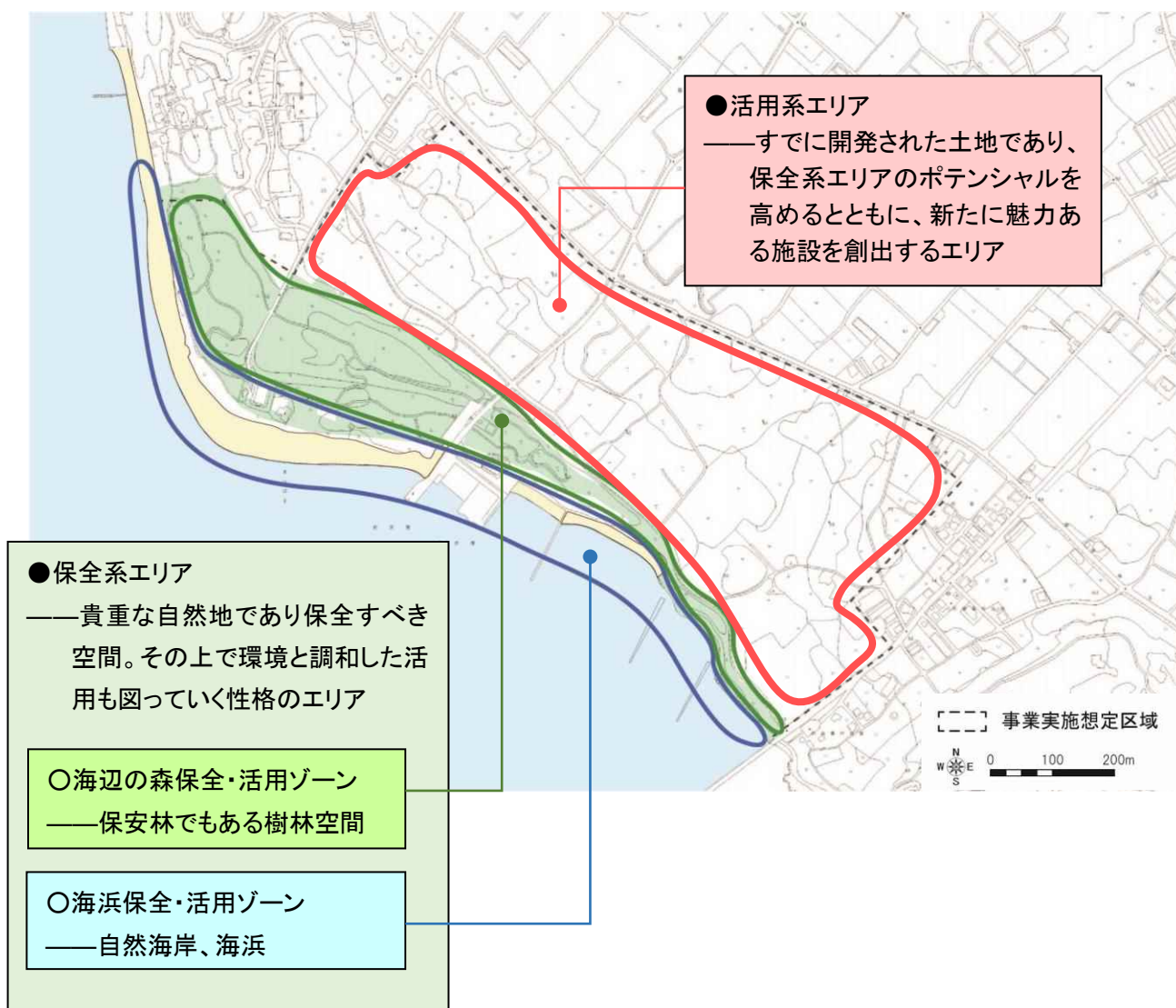


図 2.3.7 基盤的なエリア区分図

(2) エリア評価－詳細エリアの性格づけ検討

ア) 利用拠点(コア)と広場の配置検討

より細かく敷地の活用を検討するにあたり、まず導入施設のなかでも動線やゾーニングに大きく影響する利用拠点(コア)と広場の配置を検討した。

利用拠点(コア)と広場の具体内容は以下のように想定される。

	施設内容
利用拠点 (コア)	ビジターセンター、管理事務所、サービスハウス、飲食施設、休憩所等
広場	多目的グラウンド、広場

当公園の基本理念の目標像には、「海や海辺での多様なレクリエーションを提供する公園」を挙げている。こうした当公園の特性上、海や海辺の利用拠点(コア)の存在が重要であるが、自然を保全しながら活用を図るには、新たな開発を避け既存施設である「ウィンディまいばま」及び「前浜港」の位置で整備することが適切である。(図 2.3.8 中「前浜コア」、「港コア」。) 加えて、広大な敷地においては陸側で公園来訪者を迎え、サービスを提供する施設が必要であり、その位置は図 2.3.8 でコア候補地として示すように複数想定される。

一方、広域公園には大規模イベントや大会などに対応できる大規模な広場が想定される。特にスポーツ対応の多目的広場は向きや面積、地形に制約があるため、候補地は図 2.3.9 のとおり概ね 2 か所に限定される。

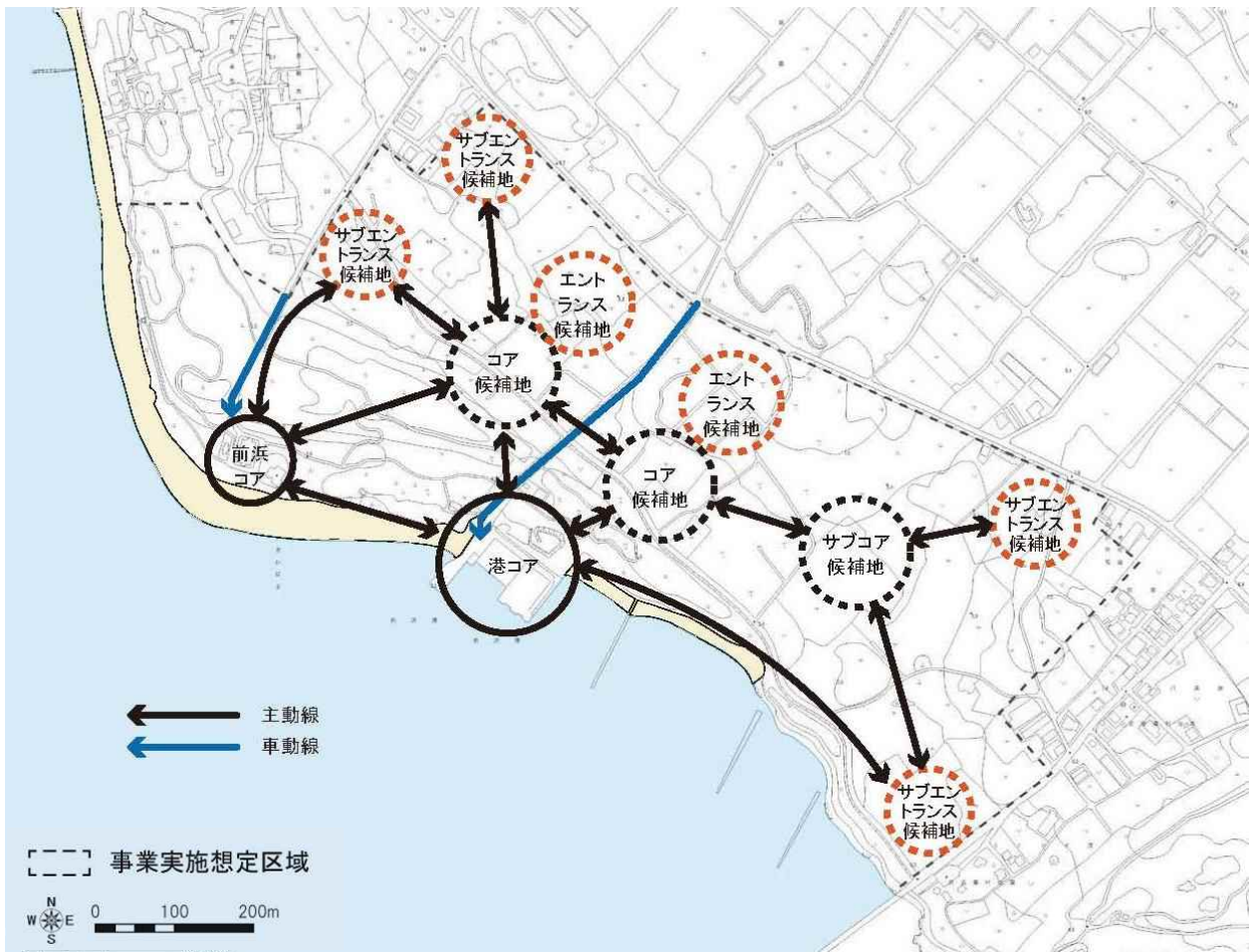


図 2.3.8 利用拠点 (コア) 配置検討図

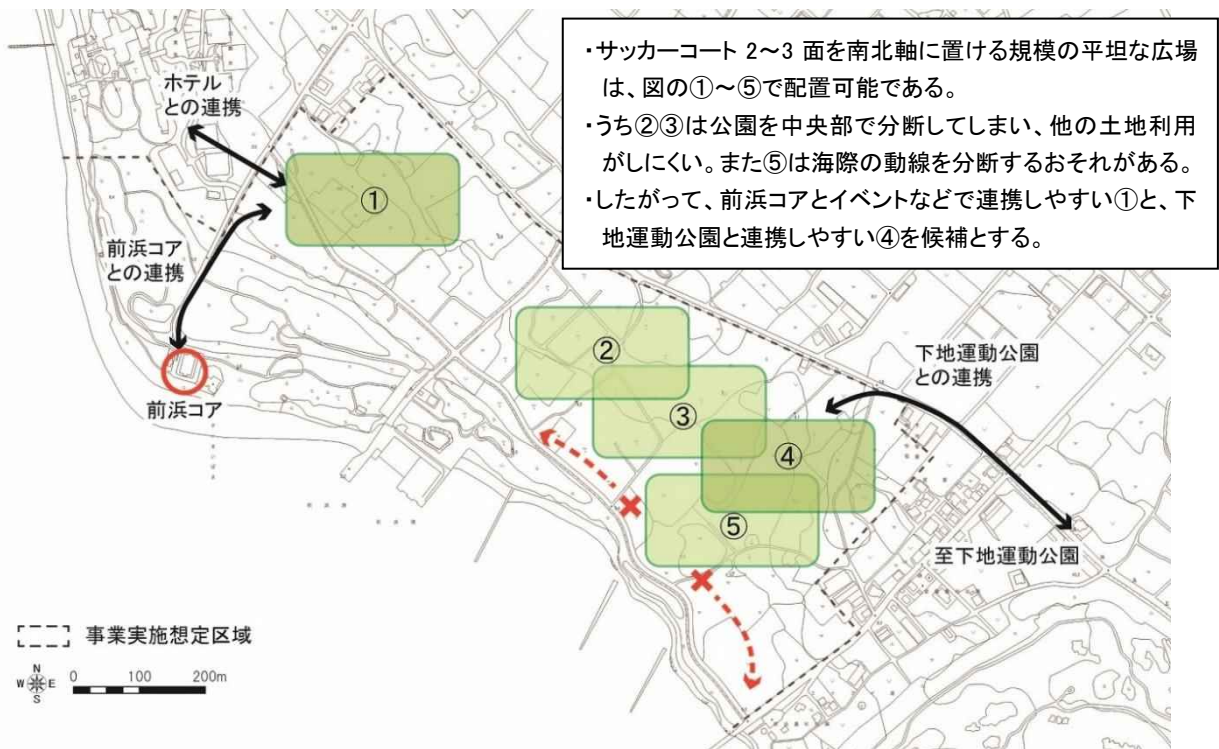


図 2.3.9 多目的広場配置検討図

イ) 施設配置に向けた空間ポテンシャル検討

利用拠点（コア）と広場の主要施設の配置条件を踏まえ、アクセスや環境、景観などの面から評価したそれぞれの場所の施設整備に向けたポテンシャルを図 2.3.10 に示す。

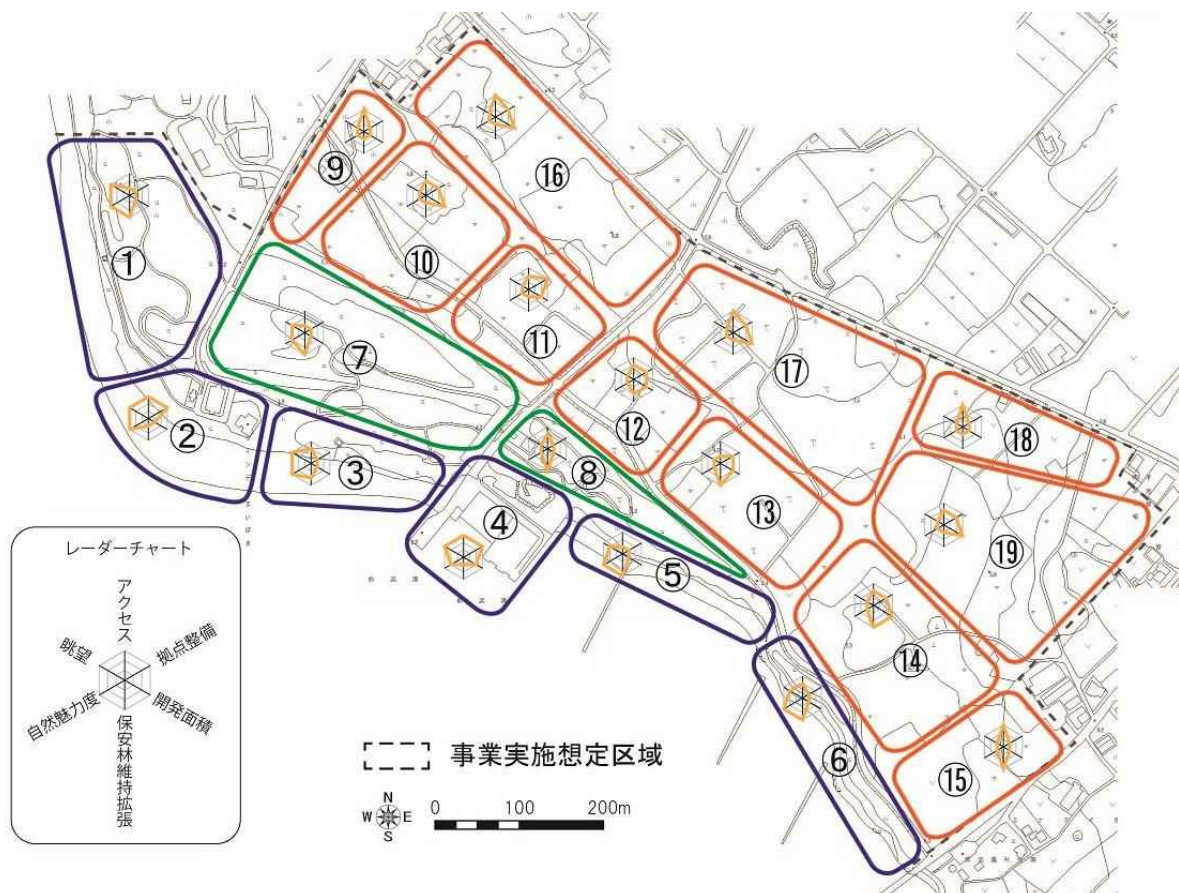


図 2.3.10 各空間の施設整備に向けたポテンシャル

表 2.3.2 各空間の施設整備に向けたポテンシャル評価一覧

立地	各空間の施設整備に向けたポテンシャル評価
海沿いのエリア	①砂浜があり真西の夕陽を見ることがのできる場所。アクセスしにくいが眺望点としての高い魅力を持つ場所。
	②幅の広い砂浜があり真西の夕陽を見ることができる、当敷地の中で一番高い魅力を持つ場所。保安林対象外の区画があつて施設を建築しやすく、小さいながらも駐車場もあり、公園内の核のひとつとなるエリア。
	③幅の広い砂浜があり、当敷地の中でも高い魅力を持つ場所。核となるべきエリア②と④の中間にあつて、そのふたつをつなぐ場所。
	④港湾機能を持ち、保安林対象外の区画があるため、施設を建築しやすく、マリレジャーの拠点の整備に適した場所。公園内の核のひとつとなるエリア。
	⑤砂浜があつて魅力を持つ場所。①～③の砂浜に対して副次的な場所となりうる。リニアな空間ボリュームを持ち、眺望にも優れ、散策路や周遊動線に適する。
	⑥計画区域の中で特徴的な珊瑚礁海岸を持ち、自然観察等の高い魅力を持つ場所。リニアな空間ボリュームを持ち、眺望にも優れ、散策路や周遊動線に適する。
微高地・保安林	⑦標高が高く海・夕陽の眺望が期待できる。保安林を守りながら、展望機能を併せ持つ散策路設置に適する。
	⑧保安林を維持するべきエリア。海岸と内陸部との距離が短く、それらをつなぐエリア。
内陸側のエリア	⑨アクセスに優れ、駐車場を設けるのに適する。エリア②の駐車場を補完することができる。
	⑩比較的広い場所を確保しやすく、エリア②で行われるイベントとの連動も可能。活動的な機能を配置するのに適する。
	⑪2つのコア適性正地(②・④)に近く、計画区域内の中心に位置するため、内陸部における公園内の核とするのに適したエリア。
	⑫港に近く、計画区域内の中心に位置するため、公園内の核とするのに適したエリア。
	⑬計画区域の中心近くに位置し、公園内の核もしくはそれをサポートする機能を設置することに適したエリア。保安林の拡幅も望まれる。
	⑭距離が近い海岸(⑥)との機能連動に優れるエリア。保安林の拡幅も望まれる。
	⑮来間大橋に近く、島内の周遊ルートにも連携するエリア。サブエントランスの設置に適する。
	⑯県道に面しアクセスが容易で、メインエントランスを設けやすい場所。接道距離が長く、沿道景観に寄与する可能性の高い場所。
	⑰県道に面しアクセスに優れ、比較的面積を確保しやすい場所。接道距離が長く、沿道景観に寄与する可能性の高い場所。
	⑱県道に面しアクセスに優れ、サブエントランスを設けるのに適する。
	⑲比較的広い場所を確保しやすく、面積を必要とする施設の設置に適する。下地公園との連携が考えられる。集落に接し、緩衝緑地の確保が必要。

ウ) エリアの性格付け

イ) で行った各空間のポテンシャル解析より、エリアの性格付けを行った。

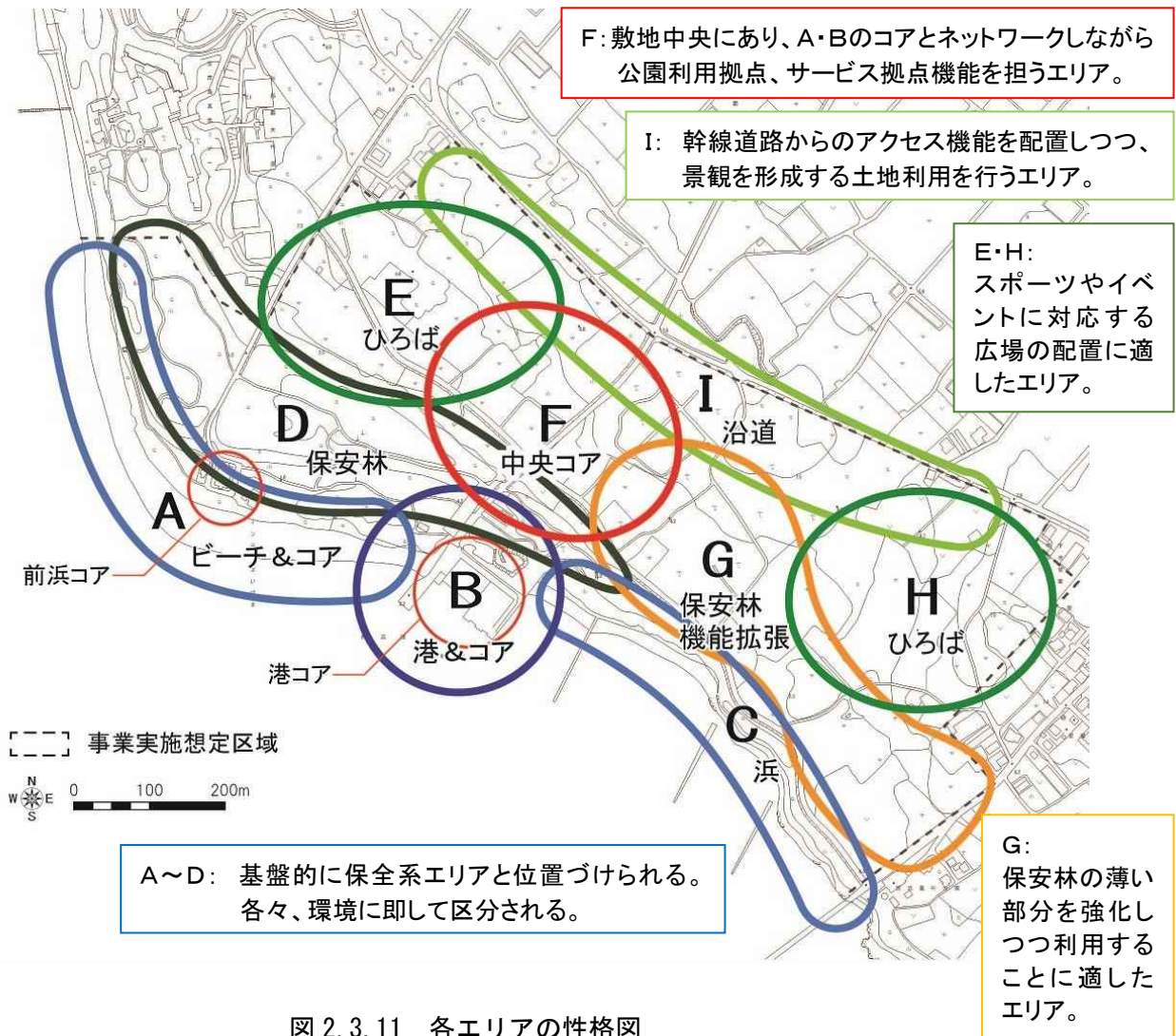


図 2.3.11 各エリアの性格図

(3) ゾーニング位置づけ

導入すべき機能と各エリアの性格より、計画ゾーンの設定を行った。

○エントランスゾーン

- ・公園利用者の玄関口として、広域アクセスや周辺道路の状況なども考慮して配置する。
- ・公園の顔ともなる場所であり、観光利用者にもインパクトを与えるような花と緑による修景を行う。
- ・団体利用の際の集合・解散の場となる広場やメインの駐車場、管理事務所などを配置する。

○観光・レクリエーションゾーン

- ・観光客や市民が入り交じって楽しめる場とする。
- ・前浜の優れた自然環境や景観に影響を与えないよう、内陸部での整備を基本とする。
- ・観光の目玉となる植物園的な施設や宮古馬牧場、市民利用に対応するピクニック園地的な施設や冒険遊び場、芝生広場などを配置する。
- ・内陸にあっても海が感じられるよう、樹林越しに海が望めるような「築山（見晴らしの丘）」の整備も検討する。

○健康・スポーツゾーン

- ・市民の健康運動からサッカーなどの競技スポーツまでを幅広く行えるゾーンとする。
- ・健康運動では、グラウンドゴルフやウォーキングなどの市民に人気のある運動を行える場を整備する。
- ・競技スポーツでは、サッカーや野球など多目的に利用できるオープンな空間を確保し、市民レベルの大会利用や、複数団体の合宿ニーズなども受け止められるよう、複数面が取れる規模を確保する。

○海辺の森保全・活用ゾーン

- ・現在のモクマオウの樹林地を中心として配置する。
- ・前面のビーチ部分とあわせて、地形や動植物が一体となった海辺のビオトープを形成している場であり、保全を基本とする。
- ・林内には既に遊歩道も整備されており、これらを活かした自然観察などの場としても活用する。
- ・また、モクマオウの人工林から海辺の天然林への転換や、森の厚みを増すことでの更なる自然環境の向上や、海辺の森にふさわしい景観整備を図る。
- ・リニアな形状であるため、サイクリング道や散歩道、ウォーキングコースなどで横方向の連続性を確保していく。

○海辺の森強化ゾーン

- ・現在のモクマオウの樹林帯の幅が狭い箇所があり、防風機能及び環境保全機能を強化する、新たな林地を整備する。
- ・既往の保全林と比べて規制が低いいため、施設整備が進めやすい。
- ・観察施設を伴った生態園や植物園、林間キャンプ場などにより、保安林強化の側面を持ちつつ、利用度の高い林地として整備する。

○海浜保全・活用ゾーン

- ・ビーチ部分は、「宮古の青い海公園」を象徴する部分でもあるため、その環境や景観に影響を与えない範囲での活用を図る。
- ・海辺の利用では、水泳やマリンスポーツなどのアクティビティを楽しみたいという要望から、海を眺めてくつろぎたい、散策や食事を楽しみたい、自然を学びたいといった静的な活動まで多様なニーズがあるため、現在の海辺の自然環境や土地利用状況などに応じて、便益施設等の配置を行う。
- ・基本は、既に改変されている「ウィンディまいばま」や「港湾施設」周辺を、利用サービスの拠点として位置づけ、活用する。
- ・これまでも開催されているトライアスロンやビーチバレーなどの海辺のスポーツイベントは、継続して開催が出来、さらにスムーズな運営が行えるような機能配置を考える。
- ・なお、このゾーンでは、適切な海浜・海洋利用をコントロールするために、海面までの公園区域の拡大とゾーン設定も検討する。

ゾーニングの配置構成は、以下の通り A 案・B 案の 2 案を検討する。
 なお、導入可能性のある施設とゾーンとの具体的な対応は次段階の計画検討において行う。

また参考として、ゾーニング図中において既存の利用拠点（コア）の位置と新設する利用拠点（コア）の概念上の位置を示している。

凡 例		
○	既存利用拠点 （コア）	既存施設を有効活用し、既存機能の再整備、新たな施設の付加により、利用拠点として再生させる。
○	新設利用拠点 （コア）	公園整備に伴い、新設する利用拠点。公園の中心となり、既存利用拠点と連携して、公園の骨格となる。

A 案 —— スポーツゾーン東配置案

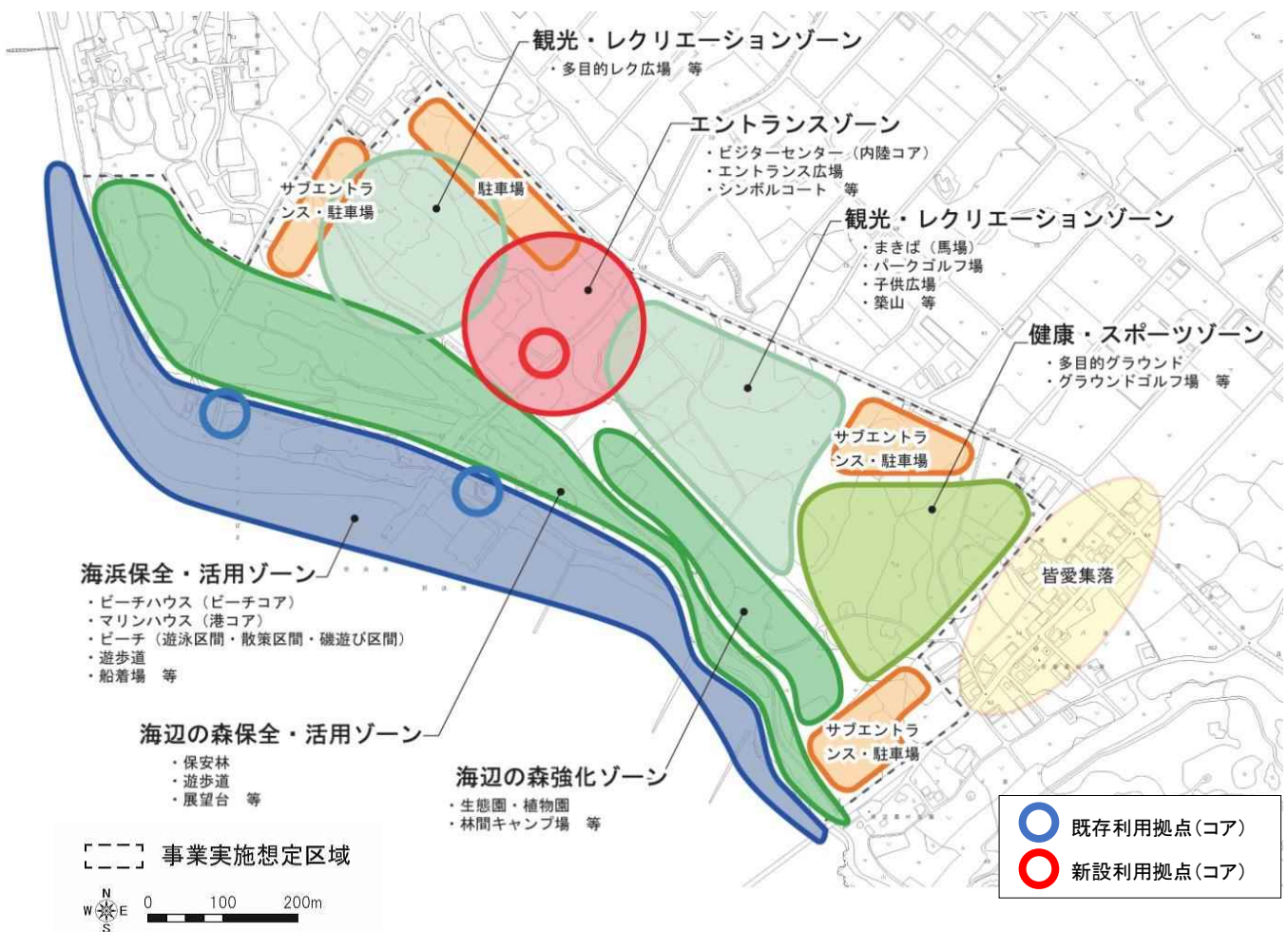


図 2.3.12 ゾーニング A 案

B案 — スポーツゾーン西配置案

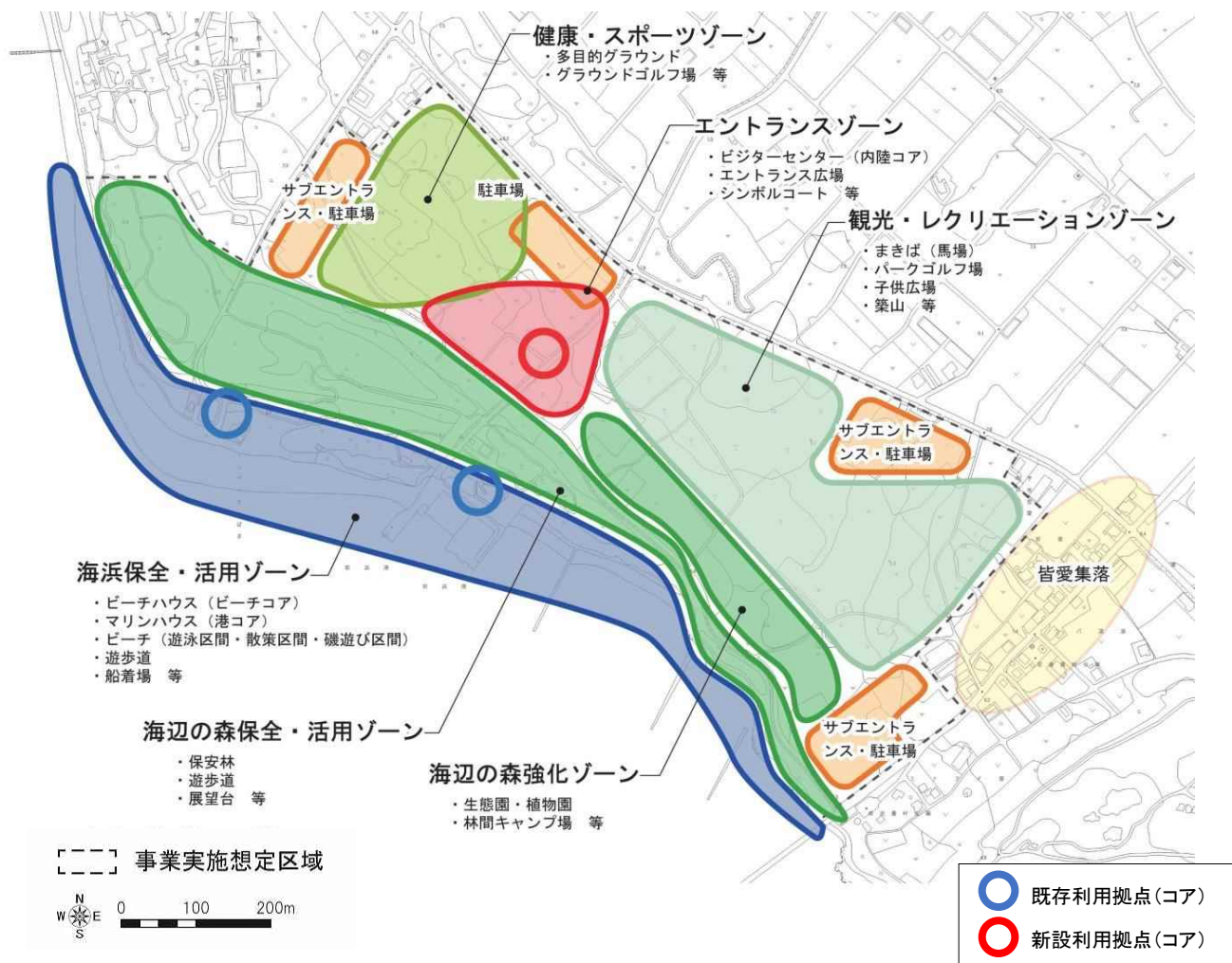


図 2.3.13 ゾーニングB案

表 2.3.3 ゾーン規模概要

ゾーン名称	概略面積（ha） （A案・B案とも各ゾーン規模は同じ）
エントランスゾーン（サブエントランス・駐車場等含む）	12
健康・スポーツゾーン	6
観光・レクリエーションゾーン	13
海辺の森強化ゾーン	5
海辺の森保全・活用ゾーン	14
海浜保全・活用ゾーン	5

(4) 両案の共通点・相違点

両案はいずれも、事業実施想定区域の優れた自然資源をできる限り保全し、より質を高めるという基本方針に基づいているため、大きな相違は少ない。表 2.3.4 に共通点・相違点を示す。

表 2.3.4 ゾーニング A 案、B 案の比較

	ゾーニング A 案	ゾーニング B 案
ゾーン区分	ゾーンの種類の共通である。	同左
ゾーン配置	健康・スポーツゾーンが東側に、観光・レクリエーションゾーンがエントランスを挟んで東西に配置される。	健康・スポーツゾーンが西側に、観光・レクリエーションゾーンが東側にまとめて配置される。
造成計画	健康・スポーツゾーンの多目的広場は平坦にすることが求められるが、当該区域には高低差が少なく、大規模な造成は必要ない。	同左
公園内動線	観光・レクリエーション客の動線、スポーツ利用者の動線が比較的明確に別れる。	観光・レクリエーションゾーンと海辺の観光拠点对角線上の配置となり、動線はダイナミックになる。
公園内の景観・環境形成	計画柔軟性の高い観光・レクリエーションゾーンが分散型配置のため、景観・環境形成の自由度が高い。	A 案に比較すればやや自由度は狭まるが、計画具体化の仮定で様々な対応が可能である。
既存施設とのネットワーク	海浜利用拠点(コア)近くにイベント広場を配することで、トライアスロンなどのイベント時に有効利用できる。またスポーツ広場は下地運動公園と近く、スポーツ利用者の利便性が高い。	スポーツ広場と海浜利用拠点(コア)が近く、トライアスロンなどのイベント時に有効利用できる。またスポーツ広場はホテルに近く、スポーツ合宿や大会利用者の利便性が高い。
周辺への影響	皆愛集落にスポーツ広場が近く、大会時の音や夜間照明に配慮が必要となる。	皆愛集落にイベント広場が近づくため、イベント時の音や夜間照明に配慮が必要となる。

(5) ゾーニング上の課題(既存観光農園の取扱い)

敷地中央部に位置する観光農園の取扱いは検討中の課題である。

公園用地は原則として買収し、公共施設として整備するため、敷地内の民間施設は公有化し撤去することが通常である。しかし資源や民間活力の活用の観点からは、民間施設のまま活用する方法、あるいは公有化しつつも既存施設を活用する方法も考えられる。

この区域の活用方法により、公園全体の配置計画にも影響が生じる可能性はあるが、現段階の仮定として当面は既存施設を活用することを想定し、ゾーニング A 案、B 案とも同様に、観光・レクリエーションゾーンとして位置づけている。

2.3.4. 今後の公園整備事業

(1) 今後の公園整備事業の想定

現時点では、以下のように事業を進めることが想定される。

- ・平成 27 年度 基本計画／配慮書作成
- ・平成 28 年度 基本設計／方法書作成
- ・平成 29～30 年度 環境影響評価の実施・準備書作成／都市計画決定手続き
- ・平成 31 年度以降 実施設計／用地買収／工事実施

なお平成 31 年以降の事業は、事業区を区分し段階的に実施する可能性がある。

(2) 配慮書対象事業に係る工事計画の概要

現在は基本計画検討中であり、具体的な造成計画、施設計画、給排水計画は行っていないものの、主な工種や環境配慮にかかる主要な設計条件については以下のように想定される。

- <造成工> 大規模な掘削などは想定されないが、現在の農地は全面的に無くなる。
- <撤去工> 市道ミナアイ原線及び事業実施想定区域内農道は、必要がなくなるため廃道とすることが想定される。
- <建築工> 都市公園法により建ぺい率は 100 分の 2 (特例で最大 100 分の 12) と定められており、その範囲内の規模となる。また公園施設としての性格上、低層建築物が想定される。ただし避難施設として標高 10m を超える建造物を設置する可能性はある。
- <海岸工> 護岸など海域にかかる施設の新築、改築等は、公園事業においては想定されない。
- <園路広場工> 園路、広場、駐車場等の整備が想定される。
- <植栽工> 各エリアに応じた植栽が想定される。
- <設備工> 給水は市上水の引きこみを想定する。また事業実施想定区域内にある来間島への送水施設は維持するものと想定される。
排水は、対象地一帯は下水道が整備されていないため、敷地内浄化槽にて処理することが想定される。
電気設備は、各施設や園路の利用特性に応じて配することになる。